

神戸市無電柱化推進計画（概要版）

【概 要】

「みちづくり計画」及び「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）」第8条に基づく「神戸市無電柱化推進計画」を令和8年8月に次のとおり改訂します。

また、神戸市無電柱化推進計画「5. 無電柱化推進の実施計画」に基づく「**第9期実施計画**」を策定します。

【神戸市無電柱化の基本方針】

市街地の緊急輸送道路及び景観・観光振興に必要となる全ての道路において無電柱化を推進します。

さらに、今後、官民連携事業、道路新設・改築事業やバリアフリーに資する道路整備等を行う際は無電柱化の同時整備を積極的に検討します。

【重点的に取り組む計画目標】

○防災・強靱化の推進

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の無電柱化を推進します。

○安全・円滑な交通確保

通学路等において安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進します。

○景観形成・観光振興

景観に配慮すべき地区の中で主要な道路の無電柱化を推進します。

○官民連携事業、道路新設・改築事業等に伴う無電柱化

官民連携事業、道路新設・改築事業等を行う場合は、無電柱化の同時整備を検討します。

【無電柱化の推進に関する施策】

○無電柱化事業の実施

地域や現場の実情を踏まえた低コスト手法の適用を一層推進します。

○占用制度の運用

神戸市では緊急輸送道路に対して新設電柱の占用制限を実施しています。

今後は緊急輸送道路以外の道路についても新設電柱の占用制限の実施を検討します。

○関係者間の連携強化

推進体制の活用や工事間調整、民地の活用、官民連携事業等との連携を強化します。

○効率的な整備区間設定

無電柱化の整備効果がより早期に発揮できるよう、整備区間の設定を検討します。

○維持管理

適切な維持管理について検討します。

第9期実施計画

【期間】 2026年度～2030年度

【計画目標】

①防災・強靱化の推進

7.22kmの無電柱化整備を完了
（上記により無電柱化整備率**53%**を達成）

②安全・円滑な交通確保

0.85kmの無電柱化整備を完了

③景観形成・観光振興

0.21kmの無電柱化整備を完了

④官民連携事業、道路新設・改築等に伴う無電柱化

3.25kmの無電柱化整備を完了

